

登録商標「BULK AAA」無効審判不成立に対する審決取消請求事件

弁理士 狩生 咲

判決のポイント 結合商標「BULK AAA」、および「BULK HOMME」を含む結合商標の類否判断において、「BULK」「AAA」「HOMME」の各語が、指定商品に関する取引者および一般需要者にどのように認識されていたかが争点となった。判決では、要部がいずれも「BULK」であると認定され、類似と判断された。

事件の表示 H31.3.7 知財高裁 平成 30 年 (ケ) 第 10141 号

1. 事実関係

本件は、商標登録無効審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。

(1) 本件商標 : (第 5931607 号)

BULK AAA (標準文字)

指定商品 : 化粧品, せっけん類, 香料, 薫料, 歯磨き

(2) 引用商標 : (第 5738351 号)

BULK HOMME
SIMPLE | TRUE LUXURY IS ABOUT
LUXURY | SIMPLICITY. THIS IS WHAT
OUR BRAND IS BASED UPON.

指定商品 : 男性用の化粧品, 男性用のおしろい, 男性用の化粧水, 男性用のクリーム, 男性用の紅, 男性用の頭髪用化粧品, 男性用の香水類, 男性用のせっけん類, 男性用の歯みがき, 男性用の香料, 男性用の薫料, 男性用のつけづめ, 男性用のつけまつ毛

2. 争点

本件の主な争点は、被告商標と引用商標の類否、である。

3. 被告の主張 (一部)

「BULK」は通常の辞書に載っている一般的な英単語であり、これ単独とみなされて強い識別力を発揮することはないし、「BULK」は、化粧品分野では、化粧品の中身を意味する語として広く一般に使用さ

れているから、識別力の弱い語である。したがって、本件商標と引用商標は全体として非類似である。

4. 裁判所の判断

(1) 結合商標の構成部分の一部による類否判断の可否

商標法 4 条 1 項 11 号に係る商標の類否は、同一又は類似の商品又は役務に使用された商標が、その外観、観念、称呼等によって取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して、その商品又は役務に係る取引の実情を踏まえつつ全体的に考察すべきものであるが、複数の構成部分を組み合わせた結合商標と解されるものについて、商標の構成部分の一部(以下、「特定構成部分」という。)が取引者、需要者に対し商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などには、特定構成部分を抽出し、特定構成部分だけを他人の商標と比較して商標そのものの類否を判断することが許されるものと解される。

(2) 本件商標

「BULK AAA」は「BULK」と「AAA」からなる結合商標である。

判決では、原告が提示した広告やウェブサイトの記事に基づいて、平成 30 年 2 月 9 日において、「バルク」は化粧品製造業界において「化粧品の中身」を意味する語として使用されていたことが認められるものの、上述の広告やウェブサイトには、化粧品の受託製造業者のものが少なく、これらは必ずしも一般消費者に向けられたものとは言い難い。また、「BULK」が「化粧品の中身」を意味する用語である旨を示したものは原告及び被告の商品に関するもの以外にはなく、「BULK」や「バルク」に「化粧品の中身」である旨を併記して使用しているものがほとんどである。したがって、「BULK」が本件商標の指定商品の一般消費者を含む取引者、需要者に「化粧品の中身」を意味する用語として知られていたとは認められない。すなわち、「BULK」は、本件商標の査定日において、出所識別標識として認識されるといえる。

また、「AAA」は、本件商標の査定日において、一般に、最上位又は優良な評価を意味する表示であると認識されていたものと認められる。

したがって、「BULK」は出所識別標識として認定されるものである一方、「AAA」は最上位又は優良な評価を意味する表示であると認識されるものであるから、「BULK」の部分が出所識別標識として強く支配的な印象を与える。

(3) 引用商標

種々の態様で記載された複数の単語からなる結合商標である。そのうち、強く支配的な印象を与えるのは「BULK」および「HOMME」である。

「BULK」は、上述の通り、本件商標の査定日において、本件商標の指定商品の取引者、需要者に、引用商標の指定商品に関連する語として知られていたものではないから、出所識別標識として認識される。

「HOMME」は、「人間、人類、男、男性」等の意味を有するフランス語である。また、日本語の辞書に

「①男性。人間。②ファッションで男性用。」、カタカナ語辞典に「男性。転じて衣服が男性用であることを示す。」「①人間。男。②男物。」と記載されている。また、化粧品業界の関係者および一般消費者も「HOMME」を男性用の商品を示す語と理解していると思われる旨陳述しているところ、原告の商品のみならず、多数のメーカーにおいて、男性用化粧品や衣料品のブランドに「H O M M E」を付加していること（本件商標の査定日後の事実については、上記陳述の信用性を裏付ける限度で考慮する。）も、上記陳述を裏付けるものである。

「BULK」は出所識別標識として認識されるものである一方、「HOMME」は、引用商標の指定商品が含まれる分野では、男性用ものを意味する語として認識されるうえ、引用商標の指定商品は男性用のものに限定されていること、「HOMME」は「BULK」よりも細い字体で記載されていることを合わせて考慮すると、「BULK」の部分が出所識別標識として強く支配的である。

(4) 類否判断

したがって、本件商標と引用商標の類否判断にあたり「BULK」の部分を抽出し、この部分だけを比較して類否判断することが許される。本件商標の要部と引用商標の要部はいずれも「BULK」であるから、その外観は類似し、観念及び証拠は一致する。したがって、本件商標と引用商標とは類似する。また指定商品も互いに類似する。すなわち、本件商標は商標法第4条第1項第11号に該当し、商標登録を受けることができないものである。

5. 実務上の指針

本判決では、結合商標に含まれる各要素に関し出所識別標識となりうるかを詳細に判断された。その際、本件商標の査定時における広告、ウェブサイトの記事、辞典等の内容が精査され、当該査定時において、「BULK」「AAA」「HOMME」の各語が、指定商品に関する業界関係者を含む取引者および一般需要者にどのように認識されていたかが争点の1つとなった。本判決を通じて、裁判所では、結合商標の類否判断において、各構成の識別力が詳細に検討され、要部の認定が行われることが確認された。我々としては、主張を構成するにあたって、商標の類否判断の主体である取引者および需要者の認識を示す証拠を十分収集すべきであることが確認された。

(2019.11.6 狩生)